

国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に
関する訓令に関する報告

令和二年十月

国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第五条第六項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

1	特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（抄）	一
2	港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（抄）	二
3	法務省職員倫理規程の一部を改正する訓令	三
4	出入国在留管理庁職員倫理規程	六

1 特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第三百二十六号）（抄）

（国家公務員倫理規程及び特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。

一 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第六条第一項第一号

二 （略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

2 （略）

【注記】 本政令は、特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第七十七号

）第三条により改正された。

2 港灣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第十五号）（抄）

（港灣法施行令の一部改正）

第一条 港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五の次に次の一条を加える。

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第十五条の六 法第四十三条の二十九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

（略）

附 則

この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月十四日）から施行する。

3 法務省職員倫理規程の一部を改正する訓令（平成三十一年法務省人服訓第百十六号）

法務省職員倫理規程（平成十二年法務省人服訓第六百七十三号）の一部を下記のとおり改正する。

記

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め，改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（利害関係者から除く者）</p> <p>第二条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百 一号。以下「政令」という。）第二条第一項ただ し書に規定する法務大臣が訓令で定める者は，次</p>	<p>（利害関係者から除く者）</p> <p>第二条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百 一号。以下「政令」という。）第二条第一項ただ し書に規定する法務大臣が訓令で定める者は，職</p>

に定める者とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 外国人の出国の確認（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十条第一項に規定する外国人の出国の確認をいう。）をする事務 当該確認を受けようとしていることが明らかな外国人

(2) 日本人の出国及び帰国の確認（出入国管理及び難民認定法第六十条第一項及び第六十一条に規定する日本人の出国及び帰国の確認をいう。）をする事務 当該確認を受けようとしていることが明らかな日本人

公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、水道事業者及び日本放送協会

(3) 公共事業として提供されるサービスの利用契約を締結する事務 公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、電気供給事業者、ガス供給事業者、水道事業者及び日本放送協会

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

4 出入国在留管理庁職員倫理規程（平成三十一年入管庁総訓第七号）

出入国在留管理庁職員倫理規程を次のように定める。

出入国在留管理庁職員倫理規程

（総則）

第一条 出入国在留管理庁の職員の職務に係る倫理については、他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（利害関係者から除く者）

第二条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第二条第一項ただし書に規定する出入国在留管理庁長官が訓令で定める者は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 外国人の出国の確認（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十五条第一項に規定する外国人の出国の確認をいう。）をする事務 当該確認を受けようとしていることが明らかでない外国人

二 日本人の出国及び帰国の確認（出入国管理及び難民認定法第六十条第一項及び第六十一条に規定する日本人の出国及び帰国の確認をいう。）をする事務 当該確認を受けようとしていることが明らかでない日本人

三 公共事業として提供されるサービスの利用契約を締結する事務 公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、水道事業者及び日本放送協会

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○ (参考) 新旧対照表
国家公務員倫理規程 (平成十二年政令第百一号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)</p> <p>第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。</p> <p>一 補助金等又は国が直接支出する費用(行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。))又は直接支出する費用)をもって作成される書籍等(国の機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)</p> <p>第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。</p> <p>一 補助金等又は国が直接支出する費用(行政執行法人の職員にあつては、その属する行政執行法人が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。))又は直接支出する費用)をもって作成される書籍等(国の機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。))の職員にあつてはその属する国の機関が所管する行政執行法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあつては当該行政執行法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該行政執行法人以外の行政執行法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。)</p> <p>二 (略)</p>

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例） 第十五条の六 法第四十三条の二十九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>（利害関係者から除く者）</p> <p>第二条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百号。以下「政令」という。）第二条第一項ただし書に規定する法務大臣が訓令で定める者は、次に定める者とする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、水道事業者及び日本放送協会</p>	<p>（利害関係者から除く者）</p> <p>第二条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百号。以下「政令」という。）第二条第一項ただし書に規定する法務大臣が訓令で定める者は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 外国人の出国の確認（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十五条第一項に規定する外国人の出国の確認をいう。）をする事務 当該確認を受けようとしていることが明らかでない外国人</p> <p>(2) 日本人の出国及び帰国の確認（出入国管理及び難民認定法第六十条第一項及び第六十一条に規定する日本人の出国及び帰国の確認をいう。）をする事務 当該確認を受けようとしていることが明らかでない日本人</p> <p>(3) 公共事業として提供されるサービスの利用契約を締結する事務 公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、電気供給事業者、ガス供給事業者、水道事業者及び日本放送協会</p>